

虐待防止のための指針

法人名 株式会社カラフルリンク

住所 大阪市西区九条南2丁目26-13

ロイヤルハイツ河田202

電話番号 06-6695-7852

虐待防止のための指針

1. 基本方針

株式会社カラフルリンクが運営する児童発達支援「カラフルリンク 九条教室」では、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的の為、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努める。また施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施する。

2. 虐待防止委員会の設置

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止委員会を設置する。

- (1) 委員会の委員長は管理者とする。
- (2) 委員会の委員は児童発達支援管理責任者（管理者と兼務の場合は委員長となる）、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。
- (3) 委員会は年1回以上開催する。また、臨時に開催の必要がある時は委員長が招集し開催する。
- (4) 委員会では以下の内容について協議する。
 - ・職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
 - ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
 - ・マニュアルやチェックリストの作成に関すること。
 - ・虐待発見時の対応に関すること。
 - ・虐待防止、早期発見に関すること。
 - ・虐待が発生した場合、その発生原因の分析を行い、分析結果から得られる再発防止策に関すること。

3. 虐待防止に関する責務等

- (1) 虐待防止に関する統括は虐待防止対応責任者が行い虐待防止対応責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止対応責任者は、本指針及び委員会で示す方針に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図るとともに、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、虐待防止対応責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

4. 虐待の防止のための職員研修

- (1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底する。
- (2) 研修は、年1回以上行い、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料・出席者・実施概要等を記録し紙面により保存する。

5. 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）が発生した場合の対応方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、「虐待防止・身体拘束の適正化マニュアル」第7条に基づき厳正に対処する。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6. 虐待等が発生した場合の報告方法等の方針に関する基本方針

- (1) 児童本人、保護者、職員等から虐待の通報があるときは、「虐待防・身体拘束の適正化マニュアル」第6条に基づき、対応する。
- (2) 同時に虐待防止委員会に報告するものとする。この際、委員長は定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

虐待等の苦情相談については、相談を受けた者は寄せられた内容について虐待防止対応責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払わなければならない。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧

児童、家族やその他関係者は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当施設ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

附則 この指針は、令和5年1月1日より施行する